



鳥取県公報

平成 26 年 4 月 25 日 (金)
第 8 5 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 告 示 | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (335) (東部振興課) 2 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (336) (〃) 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定 (337) (健康政策課) 3 特定計量器の定期検査の実施 (338) (くらしの安心推進課) 3 土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (339・340) (農地・水保全課) 4 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発 起人の届出 (341) (水産課) 4 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (342) (技術企画課) 4 鳥取県土地利用基本計画の変更 (343) (〃) 5 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (344) (治山砂防課) 5 |
| ◇ 公 告 | 森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) 5 |
| ◇ 正 誤 | 平成26年4月8日付鳥取県告示第282号中訂正 6 |

告 示

鳥取県告示第335号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年6月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年4月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おじぎそう
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
高垣 心一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、支援を必要とされている障害のある方に対して、生産活動・創造活動に関する事業を行い、就労支援を創造し提供することで社会参画に係る問題の改善や解決を図り、福祉サービスの向上と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第336号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年6月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年4月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フリーダム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
賀山 英治
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、しょうがい者に対して、就労の支援、職業能力の開発及び社会参画に関する事業を行い、しょうがい者の自立と社会参加及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第337号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定したので告示する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

医療法人里仁会北岡病院

医療法人十字会野島病院

鳥取県告示第338号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 実施区域 | 実施期日 | 実施時間 | 実施場所 |
|------|---------------|------------------|---------------------------|
| 米子市 | 平成26年6月9日（月） | 午前10時から 正午まで | 米子市淀江町淀江769 米子市淀江公民館 |
| 〃 | 〃 | 午後1時から 午後3時まで | 〃 |
| 〃 | 平成26年6月13日（金） | 午前10時から 正午まで | 米子市大篠津1619-1 米子市大篠津公民館 |
| 〃 | 〃 | 午後1時から 午後3時まで | 〃 |
| 〃 | 平成26年6月17日（火） | 午前10時から 正午まで | 米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館 |
| 〃 | 〃 | 午後1時から 午後3時まで | 米子市蚊屋291-1 米子市巖公民館 |
| 〃 | 平成26年6月23日（月） | 午前10時から 正午まで | 米子市和田1829-1 米子市和田公民館 |
| 〃 | 〃 | 午後1時から 午後3時まで | 〃 |
| 〃 | 平成26年7月1日（火） | 午前10時から 正午まで | 米子市彦名2850-2 米子市彦名公民館 |
| 〃 | 〃 | 午後1時から 午後3時まで | 〃 |

| | | | |
|---|--------------|------------------|----------------------|
| 〃 | 平成26年7月4日(金) | 午前10時から 正午まで | 米子市富益788 米子市富益公民館 |
| 〃 | 〃 | 午後1時から 午後3時まで | 〃 |

鳥取県告示第339号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、智頭土地改良区の定款の変更を平成26年4月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第340号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、東郷土地改良区の定款の変更を平成26年4月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第341号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 届 出 事 項 | | | 指定漁船調書の縦覧 | |
|--|------------|---|----------------------------------|------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名 | 加入区 名 称 | 漁船損害等補償法第113条第 1項の申出の相手方となる漁 業協同組合の名称 | 場 所 | 期 間 |
| 米子市大崎1707-2 武良 賢治 米子市皆生温泉1-8-27 福景 順一 | 米子加入区 | 米子市漁業協同組合 | 米子市灘町一 丁目無番地 米子市漁業協 同組合 | 平成26年4月25日 から同年5月9日 まで |

鳥取県告示第342号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画流通業務団地造成事業 米子流通業務団地造成事業
- 3 事業施行期間
平成9年12月2日から平成26年5月31日まで
(変更前 平成9年12月2日から平成41年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
米子市流通町の一部
 - (2) 使用の部分
米子市流通町の一部

鳥取県告示第343号

鳥取県土地利用基本計画を平成26年3月19日に変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土地利用基本計画図中、鳥取市及び南部町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県土整備部技術企画課、鳥取市都市整備部建築指導課及び南部町企画政策課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第344号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|---------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|--------|
| 鳥取県土砂災害警戒情報システム更新整備業務企画提案書評価委員会 | 鳥取県土砂災害警戒情報システム更新整備業務企画提案書の評価に関する事項 | 平成26年4月25日から 同年7月31日まで | 治山砂防課 |

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成26年 4 月25日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

| 開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名 | 開発者の住所又は主たる事務所の所在地 | 開発行為を行う土地の所在地 | 開発行為の目的 | 土地の面積 | | | 開発行為の工期 | 開発行為の許可年月日 |
|----------------------------|--------------------|---------------|---------|--------------|---------------------|-----------------|------------------------|------------|
| | | | | 開発事業区域の土地の面積 | 開発行為をしようとする森林の土地の面積 | 開発行為に係る森林の土地の面積 | | |
| 有限会社西山工業 代表取締役 西山 秀雄 | 米子市夜見町1936-1 | 西伯郡伯耆町二部地内 | 真砂土の採取 | 6,2030ヘクタール | 5,6892ヘクタール | 3,3365ヘクタール | 平成26年4月7日から平成29年4月6日まで | 平成26年4月7日 |

正 誤

平成26年4月8日付鳥取県公報第8587号の鳥取県告示第282号（収入証紙の小売りさばき人の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 9

行 13

誤 米子商工会議所支店

正 米子商工会議所会館出張所